

制限付一般競争入札公告

第5次守山市総合計画書（2021年改定版）作成支援業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年12月11日

守山市長 宮本和宏

1 委託業務の概要

- (1) 業務番号 1225-7
- (2) 業務名 第5次守山市総合計画書（2021年改定版）作成支援業務
- (3) 委託場所 守山市全域
- (4) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (5) 業務概要

平成23年度から令和2年度を計画期間とする第5次守山市総合計画は、5年間計画期間を延伸するため、計画内容を現在の市が直面する課題や社会経済情勢を踏まえた見直しを行う。

本業務は、第5次守山市総合計画書（以下、「計画書」という。）について、本市が作成した見直し内容（計画内文章、写真、図等）を基に、図表等の加工やイラストを作成するとともにデザイン、レイアウト等を工夫し、より分かりやすく親しみやすい計画書等を作成することを目的とする。

（1）本編のデザイン、印刷製本

前回計画書（2016年改定版）を基に、本市が文章等を見直しした後の計画書内容について、表紙のデザイン、およびイラスト作成、図表や写真を加工するなどにより各ページのデザインおよびレイアウトを行う。イラストについては、施策や取組内容がイメージできるものを作成すること。また、図表については、数値データ等を用いて分かりやすいものを作成すること。デザイン等の編集にあたり、Mac 編集等により前回計画書同等以上のデザインを行うこと。数値データ等及び写真データについては本市が提供する。

（2）概要版のデザイン、印刷製本

本編の内容を基に概要版のデザインおよびレイアウトを行う。イラスト作成、図表や写真を加工するとともに、本編から要点を的確に抜粋し、より理解しやすく、

また、親しみやすいものにする。

2 入札参加要件に関する事項

令和2年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登載され、種目番号107「行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング」を第1希望職種とする者であること。
- (3) 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの期間に、地方公共団体において、総合計画策定支援業務を受注し、計画書冊子デザインも含めて履行した実績がある者であること。なお、総合計画策定全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。
- (4) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう

- (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札参加資格の審査について

- (1) 入札後の事後審査とする。
- (2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出した「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」および前条に基づき、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。
- (3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い

者から同様に審査していく。

4 入札方法および開札日時等について

入札については、守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）、守山市郵便入札実施要項（平成 23 年告示第 31 号）等により執行する。

(1) 契約担当者 守山市長 宮本和宏

(2) 入札執行者 指定職員

(3) 郵便入札（郵便入札封筒記載例を参照のこと：市ホームページに掲載）

・任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他業務番号等必要事項を記載のうえ、一般郵便書留、簡易郵便書留、特定記録郵便のいずれかで入札書等到着期日必着とすること。（期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。）

(4) 入札書等到達期日 令和 2 年 12 月 23 日（水）

注(1) 入札書の日付については、作成日とすること。

注(2) 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口でご確認ください。

(5) 郵送開始日 令和 2 年 12 月 18 日（金）

(6) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留

守山市役所総務部契約検査課

(7) 開札日時 令和 2 年 12 月 25 日（金）午前 11 時 15 分

(8) 開札場所 守山市役所 3 階 32 会議室

5 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

6 違約金 落札者が契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 5 を徴収する。

7 前金払 前金払は行わない。

8 部分払 部分払は行わない。

9 入札無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が確認できないものもしくは誤りのある入札

(4) 入札書に入札書等到達期日の翌日以降の日付が記載された入札

(5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(7) 代表者が同一の複数の入札書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 最低制限価格 最低制限価格を設けない。

11 入札の辞退

(1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。

(2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。（ただし、入札書等を郵送していないものは不要）

※持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

提出先：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所総務部契約検査課宛

12 その他必要事項

(1) 落札予定となるべき同価の入札をし、かつ入札参加資格を有する者が2以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 仕様書等を熟知しておくこと。

(4) 仕様書等の質疑は12月16日正午までとし、質疑書（任意様式）で記入し、電子メールで企画政策課に伝送し、架電にて送信確認を行うこと。回答は質疑のあった場合のみ、12月17日から守山市ホームページで提示する。

(5) この業務の入札（または見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 仕様書等の閲覧場所 守山市役所総合政策部企画政策課

(7) 落札後、入札金額内訳書（単価等）を提出すること。

13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総合政策部企画政策課 担当者 羽田野

TEL 077-582-1162 FAX 077-582-0539

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539